

過酷避難状況による精神的損害の賠償の考え方について

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。

専門委員による「判決等の調査・分析について 最終報告」（以下「最終報告」という。）を踏まえ、過酷避難状況による精神的損害について、それを類型化するに当たっての考え方の論点を以下のとおり整理する。

1. 対象区域・対象者

- (1) 中間指針第3の〔損害項目〕の6の指針I)において賠償すべきものとされている正常な日常生活の維持・継続を阻害されたために生ずる精神的苦痛に係る精神的損害（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。以下「日常生活阻害慰謝料」という。）は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛による損害であり、同備考1)のとおりに、日常の平穏な生活が現実には妨害されたことや、避難生活が過酷な状況にあったことにより生じたものである。また、同指針I)①は、本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者も、同様の精神的損害を被ったものとしている。そうすると、同指針I)において賠償すべきものとされている損害は、主に避難生活における苦痛や過酷さであって、放射線に関する情報が不足する中での避難行動自体、具体的には、「放射線に関する情報が不足する中で被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと」（以下「過酷避難状況」という。）に伴う苦痛や過酷さは、十分に考慮されていなかったといえる。
- (2) このような過酷避難状況は法的保護に値する損害に当たり、本審査会の指針は、過酷避難状況についてこれを考慮しているとは言い難いと考えられることから、少なくとも賠償すべき損害と認められると考えて良いか。
- (3) 過酷避難状況による精神的損害は、本件事故発生直後に避難指示が発出され、政府の許可が無ければ一時立入も許されなかった区域から避難を余儀なくされた者、具体的には、中間指針第3において対象区域として指定された避難区域※から同区域外への避難を余儀なくされた者として良いか。その場合、平成23年4月21日に福島第二原子力発電所から半径8km圏内に縮小されたことより避難区域の設定から外れた地域についても、少なくとも避難区域に設定されていた期間は過酷避難状況による精神的

損害が認められると考えてよいか。

※中間指針第3「政府による避難等の指示等に係る損害について」（抜粋）

[対象区域]

(1) 避難区域

政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）
- ② 東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10km圏内（同年4月21日には、半径8km圏内に縮小。）

2. 損害額の算定方法

- (1) 過酷避難状況による精神的損害は、避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料の考慮要素と、時間的にも内容的にも重なり合う性質を有するものといえ、加えて、両者（過酷避難状況と避難生活に伴う日常生活阻害）の精神的苦痛は、本件事故を原因として、突然の避難行為を余儀なくされ、その後も生活の場を転々とせざるを得ない避難行為を余儀なくされたこと自体によって前者の損害が、また、その結果として後者の損害がもたらされたものであることに鑑みるならば、両者を別個の損害項目とすることは必ずしも妥当とはいえないとして、独立の損害項目とするのではなく、日常生活阻害慰謝料の加算要素とすることで良いか。
- (2) 過酷避難状況は、本件事故発生当初の時期が最も過酷であったと考えられるが、被害者の状況は多岐にわたり、過酷避難状況が認められる期間を明確に示すことは困難であることから、本件事故発生当初から相当期間にわたって過酷避難状況による精神的損害が生じていたものとして、〇〇万円を目安として、避難指示が出されていた期間に応じて第1期の期間において加算することが相当であると考えて良いか。